

クロス教育に関する取扱要項

(令和6年2月16日副学長(教育・学生支援担当)決裁)

(趣旨)

第1条 この要項は、クロス教育に関する規則(令和5年島大規則第129号。以下「規則」という。)第3条第2項、第4条第2項及び第5条第2項の規定に基づき、島根大学クロス教育(以下「クロス教育」という。)において開設するプログラム、履修手続及び履修証明書交付要件に関し、必要な事項を定める。

(開設プログラム)

第2条 規則第3条第1項各号に規定するプログラム(以下「区分」という。)において開設するプログラム(以下「プログラム」という。),履修資格、履修手続及び履修証明書交付要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 テーマ別プログラム 別表1のとおり
- 二 他学部学問基礎プログラム 別表2のとおり
- 三 同学部異領域専門プログラム 各学部において定める。
- 四 アドバンストプログラム 別表3のとおり
- 五 トランスボーダープログラム 別表4のとおり

(履修手続)

第3条 前条に規定するプログラム(以下「各プログラム」という。)を履修しようとする者(以下「履修希望者」という。)は、指定する履修手続期間内に所定の手続きを行わなければならない。

(既修得単位の取扱い)

第4条 履修希望者が、各プログラム履修登録以前に、当該プログラムを構成する授業科目の単位を修得している場合には、規則第6条第1項第2号における修了要件において、すでに修得した単位数を含めることができる。

(企画・実施)

第5条 各プログラムの企画・実施は、クロス教育専門委員会(クロス教育専門委員会要項に定める各専門委員会をいう。)において行う。

(事務)

第6条 クロス教育に関する事務は、関係各課の協力を得て、教育・学生支援部教育企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、クロス教育の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施し、令和6年度入学生より適用する。